医政発 0331 第 3 号 令和 3 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

厚生労働省医政局長(公印省略)

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を 改正する件」の告示について(通知)

令和3年度税制改正の大綱(令和2年12月21日閣議決定)において、「社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる」こととされました。これに基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(令和3年厚生労働省告示第158号)が本日告示されました。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、 管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

# 第1 改正の趣旨

医療法(昭和23年法律第205号)第42条の2第1項に規定する社会医療法人(以下「社会医療法人」という。)の認定要件のうち救急医療等確保事業(※)に係る業務について、当該業務を行うための体制や当該業務の実績等に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していることを要件として規定しており、この「厚生労働大臣が定める基準」は、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成20年厚生労働省告示第119号)において定めている。

※ 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療

令和3年度税制改正の大綱において、社会医療法人の認定要件のうち救急医療等確保 事業に係る業務の実績に係る要件について、特例的な認定要件を設けるとされたことに 基づき、所要の改正を行うもの。

### 第2 改正の主な内容

(1) 救急医療及び災害医療に係る実績要件について(第1条第3号ロ及び第2条第3号

## イ関係)

新型コロナウイルス感染症による影響の生じた会計年度の救急医療及び災害医療に係る実績について、3会計年度に含まれる新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月の数に応じて、現行の要件における基準値に新型コロナウイルス感染症による実績の落ち込みを踏まえた一定の減少割合を乗じ、3会計年度平均を算出した数値を特例的な基準値として設定する(別表1中欄及び別表2中欄)。

また、当該会計年度において患者や職員が新型コロナウイルス感染症にり患したこと等により行政機関からの要請を受けて医療機関全体や一部を休業した場合について、休業日数の実績に値する数を控除した数値を特例的な基準値として設定する(別表1下欄及び別表2下欄)。

## (2) へき地医療に係る実績要件について (第3条関係)

へき地医療の実施に当たって、感染防止のために国又は地方公共団体から自粛要請を受けて医師派遣や巡回診療を行うことができなかった場合について、休業した日数や自粛要請を受けた日数に相当する件数を認定要件における基準値から控除することとする。

#### 第3 適用期日

令和3年4月1日

※ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出であって、当該申請又は届出における同法第42条の2第1項第5号ハに規定する実績に令和2年2月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後告示の規定を適用する。

#### 第4 関係通知の改正

改正告示の適用に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。